

「経営革新等支援機関」の認定について

ぐんまみらい信用組合は、平成 25 年 3 月 21 日付けで中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として認定を受けましたので、お知らせします。

中小企業経営力強化支援法（平成 24 年 8 月 30 日施行）では、多様化・複雑化する中小企業の経営課題に対して専門性の高い支援事業を行う「経営革新等支援機関」を認定する制度が創設されました。

当組合は「経営革新等支援機関」として、地域の中小零細企業等の皆様に対するコンサルティング機能を一層発揮するとともに、地域密着型金融の取り組みをさらに強化してまいります。

1. 経営革新等支援機関として取り扱う相談内容

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 創業支援 | (4) M&A |
| (2) 事業計画作成支援 | (5) ビジネスマッチング |
| (3) 事業承継 | (6) 金融・財務 |

2. 経営革新等支援業務の取扱店

当組合営業部店の融資窓口（出張所は除く）



ぐんまみらい信用組合